

高松市・牟礼町合併協議会  
第2回会議資料

日 時：平成17年8月25日（木）  
午後1時30分  
場 所：香川県社会福祉総合センター  
7階 大会議室

## 目 次

### ( 協 議 事 項 )

協議第 1 号	合併の方式（協定項目第 1 号）について （第 1 回会議提案：継続協議） -----	1
協議第 2 号	合併の期日（協定項目第 2 号）について （第 1 回会議提案：継続協議） -----	2
協議第 3 号	市の名称（協定項目第 3 号）について （第 1 回会議提案：継続協議） -----	3
協議第 4 号	市の事務所の位置（協定項目第 4 号）について （第 1 回会議提案：継続協議） -----	5
協議第 5 号	財産の取扱い（協定項目第 5 号）について （第 1 回会議提案：継続協議） -----	7
協議第 6 号	地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について （第 1 回会議提案：継続協議） -----	8
協議第 7 号	議会の議員の定数及び任期の取扱い （協定項目第 7 号）について （第 1 回会議提案：継続協議） -----	1 4
協議第 8 号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い （協定項目第 8 号）について （第 1 回会議提案：継続協議） -----	1 6
協議第 9 号	地方税の取扱い（協定項目第 9 号）について （第 1 回会議提案：継続協議） -----	1 8
協議第 1 0 号	一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第 1 0 号）について （第 1 回会議提案：継続協議） -----	2 0
協議第 1 1 号	町名・字名の取扱い（協定項目第 1 1 号）について （第 1 回会議提案：継続協議） -----	2 1
協議第 1 2 号	慣行の取扱い（協定項目第 1 2 号）について （第 1 回会議提案：継続協議） -----	2 2

協議第 1 3 号	事務組織及び機構の取扱い（協定項目第 1 3 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	2 3
協議第 1 4 号	条例・規則等の取扱い（協定項目第 1 4 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	2 4
協議第 1 5 号	特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第 1 5 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	2 5
協議第 1 6 号	一部事務組合等の取扱い（協定項目第 1 6 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	2 6
協議第 1 7 号	附属機関等の取扱い（協定項目第 1 7 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	2 8
協議第 1 8 号	公共的団体等の取扱い（協定項目第 1 8 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	2 9
協議第 1 9 号	消防団の取扱い（協定項目第 1 9 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	3 0
協議第 2 0 号	使用料・手数料等の取扱い（協定項目第 2 0 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	3 1
協議第 2 1 号	各種団体への補助金・交付金等の取扱い （協定項目第 2 1 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	3 2
協議第 2 2 号	国民健康保険事業の取扱い（協定項目第 2 2 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	3 3
協議第 2 3 号	介護保険事業の取扱い（協定項目第 2 3 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	3 4
協議第 2 4 号	都市提携（協定項目第 2 4 - 1 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	3 5
協議第 2 5 号	電算システム事業（協定項目第 2 4 - 2 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	3 7
協議第 2 6 号	広聴広報事業（協定項目第 2 4 - 3 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	3 8

協議第 27 号	人権啓発事業（協定項目第 24 - 4 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	4 0
協議第 28 号	コミュニティ施策（協定項目第 24 - 5 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	4 1
協議第 29 号	障害者福祉事業（協定項目第 24 - 6 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	4 2
協議第 30 号	高齢者福祉事業（協定項目第 24 - 7 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	4 3
協議第 31 号	生活保護事業（協定項目第 24 - 8 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	4 5
協議第 32 号	児童福祉事業（協定項目第 24 - 9 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	4 6
協議第 33 号	その他の福祉事業（協定項目第 24 - 10 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	4 7
協議第 34 号	保健衛生事業（協定項目第 24 - 11 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	4 8
協議第 35 号	環境対策事業（協定項目第 24 - 12 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	5 0
協議第 36 号	商工・観光関係事業（協定項目第 24 - 13 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	5 2
協議第 37 号	農林水産関係事業（協定項目第 24 - 14 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	5 4
協議第 38 号	建設関係事業（協定項目第 24 - 15 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	5 5
協議第 39 号	交通関係事業（協定項目第 24 - 16 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	5 7
協議第 40 号	上水道事業（協定項目第 24 - 17 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	5 9

協議第 4 1 号	下水道事業（協定項目第 2 4 - 1 8 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	----- 6 0
協議第 4 2 号	消防防災関係事業（協定項目第 2 4 - 1 9 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	----- 6 1
協議第 4 3 号	学校教育事業（協定項目第 2 4 - 2 0 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	----- 6 2
協議第 4 4 号	社会教育事業（協定項目第 2 4 - 2 1 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	----- 6 4
協議第 4 5 号	文化振興事業（協定項目第 2 4 - 2 2 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	----- 6 6
協議第 4 6 号	その他の事業（外部監査制度） （協定項目第 2 4 - 2 3 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	----- 6 7
協議第 4 7 号	その他の事業（市・町民褒章制度） （協定項目第 2 4 - 2 3 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	----- 6 8
協議第 4 8 号	その他の事業（情報公開制度） （協定項目第 2 4 - 2 3 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	----- 7 0
協議第 4 9 号	その他の事業（夢励人プロジェクト） （協定項目第 2 4 - 2 3 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	----- 7 1
協議第 5 0 号	その他の事業（水問題対策） （協定項目第 2 4 - 2 3 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	----- 7 3
協議第 5 1 号	その他の事業（契約制度） （協定項目第 2 4 - 2 3 号）について （第 1 回会議提案：継続協議）	----- 7 4

協議第 5 2 号	その他の事業（女性政策） （協定項目第 2 4 - 2 3 号）について （第 1 回会議提案：継続協議） .....	7 5
協議第 5 3 号	その他の事業（葬斎関係事業） （協定項目第 2 4 - 2 3 号）について （第 1 回会議提案：継続協議） .....	7 6
協議第 5 4 号	その他の事業（幼保一元化事業） （協定項目第 2 4 - 2 3 号）について （第 1 回会議提案：継続協議） .....	7 7
協議第 5 5 号	合併基本計画（協定項目第 2 5 号）について （第 1 回会議提案：継続協議） .....	7 8
（ そ の 他 ）		
	合併協定調印式について .....	7 9
	高松市・牟礼町合併協議会の会議について .....	7 9

協議第 1 号（第 1 回会議提案：継続協議）

合併の方式（協定項目第 1 号）について

合併の方式（協定項目第 1 号）を次のとおり決定することについて、協議を  
求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協 定 項 目	第 1 号	合併の方式
木田郡牟礼町を廃止し、その区域を高松市に編入する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 2 号（第 1 回会議提案：継続協議）

合併の期日（協定項目第 2 号）について

合併の期日（協定項目第 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を  
求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 号	合併の期日
合併の期日については、平成 1 8 年 1 月 1 0 日とする。		

平成 年 月 日 確認

協議第 3 号（第 1 回会議提案：継続協議）

市の名称（協定項目第 3 号）について

市の名称（協定項目第 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求めらる。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 3 号	市の名称
市の名称については、高松市とする。		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

新市の名称(協定項目第3号)について

新市の名称(協定項目第3号)を次のとおり決定することについて、協議を  
求める。

平成16年6月10日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第3号	新市の名称
新市の名称については、高松市とする。		

平成16年7月14日 確認

凡例：—— 削除した字句  
—— 追加した字句  
以下同じ

協議第 4 号（第 1 回会議提案：継続協議）

市の事務所の位置（協定項目第 4 号）について

市の事務所の位置（協定項目第 4 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 4 号	市の事務所の位置
市の事務所の位置については、高松市番町一丁目 8 番 15 号とする。		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

新市の事務所の位置(協定項目第4号)について

新市の事務所の位置(協定項目第4号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年6月10日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第4号	新市の事務所の位置
新市の事務所の位置については、高松市番町一丁目8番15号とする。		

平成16年7月14日 確認

協議第 5 号（第 1 回会議提案：継続協議）

財産の取扱い（協定項目第 5 号）について

財産の取扱い（協定項目第 5 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 5 号	財産の取扱い
牟礼町の所有する財産及び債務については、すべて高松市に引き継ぐ。		

平成 年 月 日 確認

協議第 6 号（第 1 回会議提案：継続協議）

地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について

地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 6 号	地域審議会の取扱い
<p>市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき、牟礼町地域に地域審議会を設置する。</p> <p>なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

( 別紙 )

市町村の合併の特例等に関する法律第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく高松市牟礼地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議

( 設置 )

第 1 条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 22 条第 1 項の規定に基づく審議会として、合併前の牟礼町の区域（以下「設置区域」という。）に高松市牟礼地区地域審議会（以下「地域審議会」という。）を置く。

( 設置期間 )

第 2 条 地域審議会の設置期間は、平成 18 年 1 月 10 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

( 所掌事務 )

第 3 条 地域審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 高松市と牟礼町との合併に関する合併基本計画の執行状況に関すること。
- (2) 高松市と牟礼町との合併に関する合併基本計画の変更に関すること。
- (3) 牟礼町地域のまちづくりに関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

( 組織 )

第 4 条 地域審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有し、選挙権を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選任された者

( 委員の任期及び失職 )

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が設置区域に住所を有しなくなったときは、委員を辞したものとする。

( 会長及び副会長 )

第 6 条 地域審議会に会長及び副会長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第 7 条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、毎年度 2 回開催するものとし、会長が招集する。

2 会長は、委員の総数の 3 分の 1 以上の委員から審議を求める事項を示して会議の開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

7 会議は、公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮って、これを非公開とすることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

( 庶務 )

第 8 条 地域審議会の庶務は、事務局において処理し、事務局は設置区域内の事務所に置く。

( 委任 )

第 9 条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この協議は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

地域審議会の取扱い(協定項目第6号)について

地域審議会の取扱い(協定項目第6号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年11月22日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第6号	地域審議会の取扱い
<p>市町村の合併の特例等に関する法律(昭和40年法律第6号)(平成16年法律第59号)第5条の4第22条第1項の規定に基づき、牟礼町地域に地域審議会を設置する。</p> <p>なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。</p>		

平成17年1月19日 確認

( 別紙 )

市町村の合併の特例等に関する法律第5条の4第22条第1項及び第2項の規定に基づく高松市牟礼地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議

( 設置 )

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律(昭和40年法律第6号)(平成16年法律第59号)第5条の4第22条第1項の規定に基づく審議会として、合併前の牟礼町の区域(以下「設置区域」という。)に高松市牟礼地区地域審議会(以下「地域審議会」という。)を置く。

( 設置期間 )

第2条 地域審議会の設置期間は、合併の日平成18年1月10日から平成28年3月31日までとする。

( 所掌事務 )

第3条 地域審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 高松市と牟礼町との合併に関する建設計画合併基本計画の執行状況に関すること。
- (2) 高松市と牟礼町との合併に関する建設計画合併基本計画の変更に関すること。
- (3) 牟礼町地域のまちづくりに関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

( 組織 )

第4条 地域審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有し、選挙権を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選任された者

( 委員の任期及び失職 )

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員が設置区域に住所を有しなくなったときは、委員を辞したものとする。

(会長及び副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、毎年度2回開催するものとし、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の総数の3分の1以上の委員から審議を求める事項を示して会議の開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 7 会議は、公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮って、これを非公開とすることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 地域審議会の庶務は、事務局において処理し、事務局は設置区域内の事務所に置く。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この協議は、合併の日平成18年1月10日から施行する。

協議第7号（第1回会議提案：継続協議）

議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）について

議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年8月9日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第7号	議会の議員の定数及び任期の取扱い
<p>市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第8条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、牟礼町の区域により選挙区を設ける。</p> <p>当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、2人とする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(参考) 旧合併協議会における協議結果との比較

議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第7号)について

議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第7号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年11月22日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第7号	議会の議員の定数及び任期の取扱い
<p>市町村の合併の特例等に関する法律(昭和40年法律第6号)第6条(平成16年法律第59号)第8条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、牟礼町の区域により選挙区を設ける。</p> <p><u>当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、2人とする。</u></p>		

平成17年1月19日 確認

協議第 8 号（第 1 回会議提案：継続協議）

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 8 号）について

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 8 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 8 号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
<p>牟礼町農業委員会については、高松市農業委員会に統合する。</p> <p>牟礼町農業委員会の委員で選挙による委員については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 11 条第 1 項第 2 号の規定に基づき 2 人とし、その任期については、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目第8号)について

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目第8号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年12月21日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第8号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
<p>牟礼町農業委員会については、高松市農業委員会に統合する。</p> <p>牟礼町農業委員会の委員で選挙による委員については、市町村の合併の特例等に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号(平成16年法律第59号)第11条第1項第2号の規定に基づき2人とし、その任期については、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。</p>		

平成17年2月10日 確認

協議第 9 号 ( 第 1 回会議提案 : 継続協議 )

地方税の取扱い ( 協定項目第 9 号 ) について

地方税の取扱い ( 協定項目第 9 号 ) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 9 号	地方税の取扱い
<p>地方税については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 牟礼町地域に係る法人市民税、軽自動車税及び事業所税については、市町村の合併の特例等に関する法律 ( 平成 16 年法律第 59 号 ) 第 16 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり取り扱う。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 法人市民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、不均一課税を実施する。</li><li>(2) 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、不均一課税を実施する。</li><li>(3) 事業所税については、合併年度及びこれに続く 5 年度に限り、課税を免除する。</li></ol></li><li>2 牟礼町地域に係る個人市民税の均等割の非課税基準並びに個人市民税及び固定資産税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</li><li>3 牟礼町地域に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から 3 年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。</li></ol>		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

地方税の取扱い(協定項目第9号)について

地方税の取扱い(協定項目第9号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年10月4日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第9号	地方税の取扱い
<p>地方税の取扱いについては、高松市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 牟礼町に係る法人市民税、軽自動車税及び事業所税については、市町村の合併の特例等に関する法律(昭和40年法律第6号)第10条第1項(平成16年法律第59号)第16条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱うものとする。 法人市町民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。 事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。</li><li>2 牟礼町に係る個人市民税の均等割の非課税基準並びに個人市民税及び固定資産税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</li><li>3 牟礼町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。</li></ol>		

平成16年11月22日 確認

協議第10号（第1回会議提案：継続協議）

一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第10号）について

一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第10号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年8月9日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第10号	一般職の職員の身分の取扱い
		<p>牟礼町の定数内の職員については、すべて高松市の職員として引き継ぐ。</p> <p>職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとし、その細目については、両市町の長が別に協議して定める。</p>

平成 年 月 日 確認

協議第 1 1 号 ( 第 1 回会議提案：継続協議 )

町名・字名の取扱い ( 協定項目第 1 1 号 ) について

町名・字名の取扱い ( 協定項目第 1 1 号 ) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 1 1 号	町名・字名の取扱い
牟礼町地域における町の区域については、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称については、「牟礼町牟礼」、「牟礼町大町」、「牟礼町原」とする。		

平成 年 月 日 確認

協議第 1 2 号 ( 第 1 回会議提案 : 継続協議 )

慣行の取扱い ( 協定項目第 1 2 号 ) について

慣行の取扱い ( 協定項目第 1 2 号 ) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 1 2 号	慣行の取扱い
<p>市章については、高松市の市章を用いる。</p> <p>市民憲章については、高松市の市民憲章に統一する。</p> <p>都市宣言については、高松市の都市宣言に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町の教育と文化の町宣言については、その趣旨を牟礼地区のまちづくりに生かしていくものとする。</p> <p>市木及び市花については、高松市の市木及び市花を用いる。</p> <p>ただし、牟礼町の町木及び町花については、牟礼地区の木及び花とする。</p> <p>牟礼町のイメージキャラクター「与一くん」については、牟礼地区のイメージキャラクターとして引き継ぐ。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 1 3 号 ( 第 1 回会議提案 : 継続協議 )

事務組織及び機構の取扱い ( 協定項目第 1 3 号 ) について

事務組織及び機構の取扱い ( 協定項目第 1 3 号 ) を次のとおり決定すること  
について、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 1 3 号	事務組織及び機構の取扱い
<p>現在の牟礼町役場については、牟礼町の区域を所管区域とする地方自治法 ( 昭和 2 2 年法律第 6 7 号 ) 第 1 5 5 条第 1 項に規定する支所とする。</p> <p>牟礼支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において、住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、牟礼町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時まで調整する。</p> <p>住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理する。</p> <p>これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行う。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 1 4 号 ( 第 1 回会議提案 : 継続協議 )

条例・規則等の取扱い ( 協定項目第 1 4 号 ) について

条例・規則等の取扱い ( 協定項目第 1 4 号 ) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 1 4 号	条例・規則等の取扱い
<p>条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。</p> <p>ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 15 号（第 1 回会議提案：継続協議）

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第 15 号）について

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第 15 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 15 号	特別職の職員の身分の取扱い
牟礼町の特別職の職員（町長、助役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。		

平成 年 月 日 確認

協議第16号（第1回会議提案：継続協議）

一部事務組合等の取扱い（協定項目第16号）について

一部事務組合等の取扱い（協定項目第16号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年8月9日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第16号	一部事務組合等の取扱い
<p>両市町が加入している一部事務組合及び牟礼町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続を行う。</p> <p>牟礼町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

一部事務組合等の取扱い(協定項目第16号)について

一部事務組合等の取扱い(協定項目第16号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年12月21日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第16号	一部事務組合等の取扱い
<p><del>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。</del></p> <p>両市町が加入している一部事務組合及び牟礼町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続を行う。</p> <p>牟礼町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。</p>		

平成17年1月19日 確認

協議第 17 号（第 1 回会議提案：継続協議）

附属機関等の取扱い（協定項目第 17 号）について

附属機関等の取扱い（協定項目第 17 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 17 号	附属機関等の取扱い
<p>両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。</p> <p>牟礼町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整する。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 18 号（第 1 回会議提案：継続協議）

公共的団体等の取扱い（協定項目第 18 号）について

公共的団体等の取扱い（協定項目第 18 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 18 号	公共的団体等の取扱い
公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努める。		

平成 年 月 日 確認

協議第 19 号（第 1 回会議提案：継続協議）

消防団の取扱い（協定項目第 19 号）について

消防団の取扱い（協定項目第 19 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 19 号	消防団の取扱い
牟礼町消防団については、高松市消防団に統合する。 消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 20 号（第 1 回会議提案：継続協議）

使用料・手数料等の取扱い（協定項目第 20 号）について

使用料・手数料等の取扱い（協定項目第 20 号）を次のとおり決定すること  
について、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 20 号	使用料・手数料等の取扱い
<p>両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的、実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整する。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 2 1 号 ( 第 1 回会議提案：継続協議 )

各種団体への補助金・交付金等の取扱い ( 協定項目第 2 1 号 ) について

各種団体への補助金・交付金等の取扱い ( 協定項目第 2 1 号 ) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 1 号	各種団体への補助金・交付金等の取扱い
<p>各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 2 2 号（第 1 回会議提案：継続協議）

国民健康保険事業の取扱い（協定項目第 2 2 号）について

国民健康保険事業の取扱い（協定項目第 2 2 号）を次のとおり決定すること  
について、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 2 号	国民健康保険事業の取扱い
<p>国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税（料）率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 2 3 号 ( 第 1 回会議提案 : 継続協議 )

介護保険事業の取扱い ( 協定項目第 2 3 号 ) について

介護保険事業の取扱い ( 協定項目第 2 3 号 ) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 3 号	介護保険事業の取扱い
<p>介護保険事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町の第 1 号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第 3 期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。</p> <p>牟礼町の第 1 号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 2 4 号（第 1 回会議提案：継続協議）

都市提携（協定項目第 2 4 - 1 号）について

都市提携（協定項目第 2 4 - 1 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 号	都市提携
<p>都市提携については、高松市の制度に統一する。</p> <p>エルバートン市との交流事業については、住民の自主的活動へ移行するものとし、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、事業補助を行う。</p> <p>牟礼村との交流については、合併時まで、住民や民間団体主体による地域間交流へ移行する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

都市提携(協定項目第24-1号)について

都市提携(協定項目第24-1号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年11月22日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-1号	都市提携
		<p>都市提携については、高松市の制度に統一する。</p> <p><del>ただし、エルバートン市及び牟礼村との交流事業については、地域間交流のあり方等を含め、合併時までに調整するものとする。</del></p> <p><u>エルバートン市との交流事業については、住民の自主的活動へ移行するものとし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、事業補助を行う。</u></p> <p><u>牟礼村との交流については、合併時までに、住民や民間団体主体による地域間交流へ移行する。</u></p>

平成16年12月21日 確認

協議第 25 号（第 1 回会議提案：継続協議）

電算システム事業（協定項目第 24 - 2 号）について

電算システム事業（協定項目第 24 - 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 2 号	電算システム事業
<p>電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。</p> <p>統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整する。</p> <p>ただし、高松市にないシステムについては、牟礼町のシステムに必要な改修を加え使用するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 2 6 号 ( 第 1 回会議提案 : 継続協議 )

広聴広報事業 ( 協定項目第 2 4 - 3 号 ) について

広聴広報事業 ( 協定項目第 2 4 - 3 号 ) を次のとおり決定することについて、  
協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 3 号	広聴広報事業
<p>広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>現在、牟礼町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないよう、取り扱う。</p> <p>防災行政無線を利用した一般広報については、当分の間、継続する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

広聴広報事業(協定項目第24-3号)について

広聴広報事業(協定項目第24-3号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年10月4日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-3号	広聴広報事業
<p>広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>現在、牟礼町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないよう、取り扱う。</p> <p><del>防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに調整する。</del><u>については、当分の間、継続する。</u></p>		

平成16年11月22日 確認

協議第 27 号（第 1 回会議提案：継続協議）

人権啓発事業（協定項目第 24 - 4 号）について

人権啓発事業（協定項目第 24 - 4 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 4 号	人権啓発事業
人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 28 号（第 1 回会議提案：継続協議）

コミュニティ施策（協定項目第 24 - 5 号）について

コミュニティ施策（協定項目第 24 - 5 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 5 号	コミュニティ施策
<p>コミュニティ施策については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 29 号（第 1 回会議提案：継続協議）

障害者福祉事業（協定項目第 24 - 6 号）について

障害者福祉事業（協定項目第 24 - 6 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 6 号	障害者福祉事業
<p>障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>知的障害者小規模通所授産施設「ほのぼのワークハウス」については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>心身障害者医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第30号（第1回会議提案：継続協議）

高齢者福祉事業（協定項目第24-7号）について

高齢者福祉事業（協定項目第24-7号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年8月9日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-7号	高齢者福祉事業
<p>高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>合併時において、牟礼町が老人福祉施設整備事業で利子補給している対象事業については、現行の牟礼町の利子補給利率を適用する。</p> <p>牟礼町地域における老人クラブ活動促進事業及びシルバー人材センター運営費補助事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町老人福祉センターについては、高松市に引き継ぐ。</p> <p>ただし、利用対象者及び使用料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の老人福祉センター「ふれあい福祉センター勝賀」と同様に取り扱うものとし、60歳以上の者の浴室使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町の「喫茶あんだら話事業」及びいきがい農園事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市で実施している高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業で対応する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

高齢者福祉事業(協定項目第24-7号)について

高齢者福祉事業(協定項目第24-7号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年12月21日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-7号	高齢者福祉事業
<p>高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>合併時において、牟礼町が老人福祉施設整備事業で利子補給している対象事業については、現行の牟礼町の利子補給利率を適用する。</p> <p>牟礼町地域における老人クラブ活動促進事業及びシルバー人材センター運営費補助事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町老人福祉センターについては、高松市に引き継ぐ。</p> <p>ただし、利用対象者及び使用料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の老人福祉センター「ふれあい福祉センター勝賀」と同様に取り扱うものとし、60歳以上の者の浴室使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町の「喫茶あんだら話事業」及びいきがい農園事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市で実施している<u>関連事業や老人クラブ事業の中で対応が図られるよう、合併時まで</u>に調整する。<u>高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業で対応する。</u></p>		

平成17年1月19日 確認

協議第 3 1 号 ( 第 1 回会議提案 : 継続協議 )

生活保護事業 ( 協定項目第 2 4 - 8 号 ) について

生活保護事業 ( 協定項目第 2 4 - 8 号 ) を次のとおり決定することについて、  
協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 8 号	生活保護事業
生活保護事業については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

協議第32号（第1回会議提案：継続協議）

児童福祉事業（協定項目第24-9号）について

児童福祉事業（協定項目第24-9号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年8月9日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-9号	児童福祉事業
<p>児童福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。</p> <p>牟礼町児童館については、高松市の児童館として引き継ぐ。</p> <p>牟礼町の「母と子の集いの家」については、高松市の子育て支援施設として引き継ぐ。</p> <p>牟礼町の病後児保育事業については、現行のとおりとする。</p> <p>ただし、利用時間・負担金については、高松市の制度に統一するものとする。</p> <p>牟礼町の放課後児童クラブについては、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。</p> <p>牟礼町の放課後児童クラブの利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において、高松市と同額になるよう、段階的に調整するものとする。</p> <p>牟礼町の保育所の保育料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場合については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額になるよう、段階的に調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第33号（第1回会議提案：継続協議）

その他の福祉事業（協定項目第24-10号）について

その他の福祉事業（協定項目第24-10号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年8月9日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-10号	その他の福祉事業
		<p>その他の福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>原子爆弾被爆者援護事業、介護見舞金支給事業及び福祉金等支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>特定疾患患者援護事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。</p> <p>社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、牟礼町地域におけるサービスの低下を招かないよう、合併時までに調整する。</p> <p>緊急通報装置貸与等事業の牟礼町地域における通報システム及び福祉バスの巡回運行については、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域における配食サービス事業の実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p>

平成 年 月 日 確認

協議第34号（第1回会議提案：継続協議）

保健衛生事業（協定項目第24-11号）について

保健衛生事業（協定項目第24-11号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年8月9日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-11号	保健衛生事業
<p>保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及びこども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域における乳がん検診については、合併年度及びこれに続く3年度について、検診車による集団検診も必要に応じて実施する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

保健衛生事業(協定項目第24-11号)について

保健衛生事業(協定項目第24-11号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年11月22日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-11号	保健衛生事業
<p>保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及びこども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。</p> <p><u>牟礼町地域における乳がん検診については、合併年度及びこれに続く3年度について、検診車による集団検診も必要に応じて実施する。</u></p>		

平成16年12月21日 確認

協議第35号（第1回会議提案：継続協議）

環境対策事業（協定項目第24-12号）について

環境対策事業（協定項目第24-12号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年8月9日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-12号	環境対策事業
<p>環境対策事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>衛生組織団体活動推進事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域における一般廃棄物の不法投棄等不法処理防止のうち、ボランティアの監視員及び美化委員による不法投棄の監視については、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域のごみ収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、牟礼町地域において、使用できるものとする。</p> <p>ごみ処理事業（手数料）に係る牟礼町地域の破碎ごみを除く家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

環境対策事業(協定項目第24-12号)について

環境対策事業(協定項目第24-12号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年1月19日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-12号	環境対策事業
		<p>環境対策事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>衛生組織団体活動推進事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域における一般廃棄物の不法投棄等不法処理防止のうち、ボランティアの監視員及び美化委員による不法投棄の監視については、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域のごみ収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、牟礼町地域において、使用できるものとする。</p> <p>ごみ処理事業(手数料)に係る牟礼町地域の<u>破砕ごみを除く</u>家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。</p>

平成17年2月10日 確認

協議第36号(第1回会議提案:継続協議)

商工・観光関係事業(協定項目第24-13号)について

商工・観光関係事業(協定項目第24-13号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年8月9日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-13号	商工・観光関係事業
<p>商工・観光関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>讃岐石材加工協同組合の事業補助については、現行のとおり実施する。</p> <p>牟礼町の中小企業等融資制度に係る利子補給については、合併時に、牟礼町中小企業振興融資金利子補給規程に基づき、利子補給金の交付を受けている事業者に限り、利子補給期間が満了するまでの間、現行の牟礼町の制度を適用する。</p> <p>牟礼町の勤労者住宅融資資金貸付制度に基づく融資に係る預託のうち、合併時まで償還を終えていないものについては、高松市が引き続き実施する。</p> <p>牟礼町の久通集会所については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>牟礼町が実施している観光イベントの補助については、引き続き実施する。</p> <p>牟礼町が実施している「椿サミット事業」については、継続して実施する。</p> <p>牟礼町の「むれ源平まちづくり協議会」への補助については、引き続き実施する。</p> <p>牟礼町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

商工・観光関係事業(協定項目第24-13号)について

商工・観光関係事業(協定項目第24-13号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年1月19日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-13号	商工・観光関係事業
<p>商工・観光関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>讃岐石材加工協同組合の事業補助については、現行のとおり実施する。</p> <p>牟礼町の中小企業等融資制度に係る利子補給については、合併時に、牟礼町中小企業振興融資金利子補給規程に基づき、利子補給金の交付を受けている事業者に限り、利子補給期間が満了するまでの間、現行の牟礼町の制度を適用する。</p> <p>牟礼町の勤労者住宅融資資金貸付制度に基づく融資に係る預託のうち、合併時まで償還を終わっていないものについては、高松市が引き続き実施する。</p> <p>牟礼町の久通集会所については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>牟礼町が実施している観光イベントの補助については、引き続き実施する。</p> <p>牟礼町が実施している「椿サミット事業」については、継続して実施する。</p> <p>牟礼町の「むれ源平まちづくり協議会」への補助については、<u>NPOに組織化することを踏まえ、適切な対応を行うものとする。</u>引き続き実施する。</p> <p>牟礼町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施する。</p>		

平成17年2月10日 確認

協議第 37 号 ( 第 1 回会議提案 : 継続協議 )

農林水産関係事業 ( 協定項目第 24 - 14 号 ) について

農林水産関係事業 ( 協定項目第 24 - 14 号 ) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 14 号	農林水産関係事業
<p>農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。</p> <p>牟礼町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>牟礼町の地籍調査事業については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>牟礼町の栽培漁業推進事業については、現行のとおりとする。</p> <p>東讃地域マリノベーション推進協議会については、高松市において、引き続き加入する。</p> <p>合併時に、牟礼町の漁業近代化資金利子補給事業に基づき、利子補給金の交付を受けている者については、利子補給期間が満了するまでの間、現行の牟礼町の制度を適用する。</p> <p>土地改良事業については、牟礼町が事業主体として合併後も継続する事業に限り、完了するまでの間、現行の牟礼町の補助制度を適用し、高松市が事業を実施する。</p> <p>牟礼町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、実施する。</p> <p>牟礼町が実施している和牛改良組合に対する補助及び有害鳥獣駆除対策補助事業については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、実施する。</p> <p>牟礼町地域のため池のアオコ被害による水質浄化対策については、平成 21 年度まで実施する。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第38号(第1回会議提案:継続協議)

建設関係事業(協定項目第24-15号)について

建設関係事業(協定項目第24-15号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年8月9日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-15号	建設関係事業
		<p>建設関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の用途地域については、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域の特定用途制限地域内及び旅館施設等の建築に関する制限内容については、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業に係る牟礼町地域の採択基準については、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町の港湾管理等委員会については、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。</p> <p>水防対策に係る牟礼町住民への周知方法については、現行のとおり継続する。</p> <p>牟礼町の普通河川及び準用河川については、高松市の普通河川及び準用河川として引き継ぐ。</p> <p>合併時において、牟礼町地域で継続中の道路新設改良事業に係る土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域の河川占用料等については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町の漁港施設占用料及び利用料・使用料並びに港湾施設占用料及び使用料については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。</p>

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

建設関係事業(協定項目第24-15号)について

建設関係事業(協定項目第24-15号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年1月19日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-15号	建設関係事業
		<p>建設関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の用途地域については、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域の特定用途制限地域内及び旅館施設等の建築に関する制限内容については、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業に係る牟礼町地域の採択基準については、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町の港湾管理等委員会については、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。</p> <p>水防対策に係る牟礼町住民への周知方法については、現行のとおり継続する。</p> <p>牟礼町の普通河川及び準用河川については、高松市の普通河川及び準用河川として引き継ぐ。</p> <p>合併時において、牟礼町地域で継続中の道路新設改良事業に係る土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域の河川占用料等については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町の漁港施設占用料—及び利用料・使用料並びに港湾施設占用料及び使用料については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。</p>

平成17年2月10日 確認

協議第39号（第1回会議提案：継続協議）

交通関係事業（協定項目第24-16号）について

交通関係事業（協定項目第24-16号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年8月9日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田 昌三

協定項目	第24-16号	交通関係事業
<p>交通関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

交通関係事業(協定項目第24-16号)について

交通関係事業(協定項目第24-16号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年12月21日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-16号	交通関係事業
交通関係事業については、高松市の制度に統一する。 牟礼町地域における交通傷害保障の保険期間については、 <del>合併時までに調整するものとし、チャイルドシート助成については、合併年度及びこれ</del> に続く3年度に限り、現行のとおり実施する。		

平成17年1月19日 確認

協議第40号（第1回会議提案：継続協議）

上水道事業（協定項目第24-17号）について

上水道事業（協定項目第24-17号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年8月9日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-17号	上水道事業
<p>牟礼町の上水道事業については、高松市の上水道事業に統合する。</p> <p>水道料金、給水装置新設等負担金、手数料及びその他上水道事業に係る事務等については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町地域において、1か月の水道料金が増加するものについては、合併後4年目において、高松市の水道料金と同額になるよう、段階的に調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 4 1 号（第 1 回会議提案：継続協議）

下水道事業（協定項目第 2 4 - 1 8 号）について

下水道事業（協定項目第 2 4 - 1 8 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 8 号	下水道事業
<p>下水道事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。</p> <p>牟礼町地域における合併処理浄化槽設置に対する補助については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおり実施する。</p> <p>水洗便所改造資金支援制度により、牟礼町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く 5 年度に限り、現行の牟礼町の制度を適用する。</p> <p>牟礼町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く 5 年度に限り、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 4 2 号（第 1 回会議提案：継続協議）

消防防災関係事業（協定項目第 2 4 - 1 9 号）について

消防防災関係事業（協定項目第 2 4 - 1 9 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 9 号	消防防災関係事業
消防防災関係事業については、高松市の制度に統一する。 牟礼町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用する。 牟礼町の戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整する。		

平成 年 月 日 確認

協議第43号（第1回会議提案：継続協議）

学校教育事業（協定項目第24-20号）について

学校教育事業（協定項目第24-20号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年8月9日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-20号	学校教育事業
<p>学校教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。</p> <p>牟礼町地域の学校給食については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町地域の学校給食、幼稚園給食については、牟礼町の学校給食センターにおいて実施する。</p> <p>牟礼町地域の奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町地域におけるクラブ・部活動等補助については、合併年度は現行のとおり実施するものとし、障害児学級活動補助、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。</p> <p>牟礼町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり実施するものとし、学校図書館専任司書の配置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。</p> <p>牟礼町地域における幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の授業料と同額になるよう、段階的に調整する。</p> <p>牟礼町地域における幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の園区については、現行のとおり継続する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

学校教育事業(協定項目第24-20号)について

学校教育事業(協定項目第24-20号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年12月21日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-20号	学校教育事業
<p>学校教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。</p> <p>牟礼町地域の学校給食については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町地域の学校給食、幼稚園給食については、牟礼町の学校給食センターにおいて実施するものとし、給食配送方法については、合併時まで調整するものとする。</p> <p>牟礼町地域の奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町地域におけるクラブ・部活動等補助については、合併年度は現行のとおり実施するものとし、障害児学級活動補助、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。</p> <p>牟礼町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり実施するものとし、学校図書館専任司書の配置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。</p> <p>牟礼町地域における幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の授業料と同額になるよう、段階的に調整する。</p> <p>牟礼町地域における幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の園区については、現行のとおり継続する。</p>		

平成17年1月19日 確認

協議第 4 4 号 ( 第 1 回会議提案 : 継続協議 )

社会教育事業 ( 協定項目第 2 4 - 2 1 号 ) について

社会教育事業 ( 協定項目第 2 4 - 2 1 号 ) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 1 号	社会教育事業
<p>社会教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の子ども会活動の促進、PTA 活動の促進及びスポーツ団体育成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の公民館については、高松市の地区公民館として引き継ぐ。</p> <p>ただし、牟礼町南地区公民館については、高松市の管理公民館として引き継ぐものとする。</p> <p>牟礼町の公民館の開館時間、公民館事業、使用料等については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町公民館の大ホールの使用料及び減免措置については、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町の町長杯フェンシング大会については、継続する。</p> <p>牟礼町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域の体育施設の利用時間及び使用料については、現行のとおりとし、中学校の部活動や授業での使用及び減免措置については、総合体育館については合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、町民プールについては合併年度及びこれに続く 3 年度について、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域の体育施設の管理運営については、直営とする。</p> <p>なお、財団法人むれスポレッシュ財団は、合併時に解散するものとし、同財団の総合型地域スポーツクラブ形成に向けた取り組みについては、高松市に引き継ぐものとする。</p> <p>牟礼町地域の校区子ども会、牟礼町ジュニア・リーダークラブ、体育協会、スポーツ少年団及び「むれスポーツフェスタ」への補助については、合併年度の翌年度から 4 年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。</p> <p>牟礼町青年会については、高松市青年連絡協議会への加入を促すこととし、補助については、合併年度の翌年度から 4 年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

社会教育事業(協定項目第24-21号)について

社会教育事業(協定項目第24-21号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年1月19日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-21号	社会教育事業
<p>社会教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の子ども会活動の促進、PTA活動の促進及びスポーツ団体育成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の公民館については、高松市に<u>の地区公民館として引き継ぐ。</u></p> <p><u>ただし、牟礼町南地区公民館については、高松市の管理公民館として引き継ぐものとする。</u></p> <p>牟礼町の公民館の取扱い及び開館時間、<u>公民館事業、使用料等については、合併時まで調整する。高松市の制度に統一する。</u></p> <p><u>ただし、牟礼町公民館の大ホールの使用料及び減免措置については、現行のとおりとする。</u></p> <p>牟礼町の町長杯フェンシング大会については、継続する。</p> <p>牟礼町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域の体育施設の利用時間及び使用料については、現行のとおりとし、<u>中学校の部活動や授業での使用及び減免措置については、総合体育館については合併年度及びこれに続く3年度に限り、町民プールについては合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。</u></p> <p>牟礼町地域の体育施設の管理運営方法等については、<u>合併時まで調整する。直営とする。</u></p> <p><u>なお、財団法人むれスポレッシュ財団は、合併時に解散するものとし、同財団の総合型地域スポーツクラブ形成に向けた取り組みについては、高松市に引き継ぐものとする。</u></p> <p>牟礼町地域の校区子ども会、牟礼町ジュニア・リーダークラブ、体育協会、スポーツ少年団及び「むれスポーツフェスタ」への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。</p> <p>牟礼町青年会については、高松市青年連絡協議会への加入を促すこととし、補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。</p>		

平成17年2月10日 確認

協議第45号（第1回会議提案：継続協議）

文化振興事業（協定項目第24-22号）について

文化振興事業（協定項目第24-22号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年8月9日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-22号	文化振興事業
<p>文化振興事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>石の民俗資料館については、高松市の資料館として引き継ぐ。</p> <p>石の民俗資料館における体験学習及び牟礼町石の民俗資料館友の会については、現行のとおりとする。</p> <p>栗山記念館運営支援事業については、高松市の事業として引き継ぐ。</p> <p>石のさとフェスティバル事業については、高松市において、引き続き実施する。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第46号（第1回会議提案：継続協議）

その他の事業（外部監査制度）（協定項目第24-23号）について

その他の事業（外部監査制度）（協定項目第24-23号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年8月9日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田 昌三

協定項目	第24-23号	その他の事業（外部監査制度）
外部監査制度については、高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

協議第47号（第1回会議提案：継続協議）

その他の事業（市・町民褒章制度）（協定項目第24-23号）  
について

その他の事業（市・町民褒章制度）（協定項目第24-23号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年8月9日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-23号	その他の事業（市・町民褒章制度）
<p>市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町の名誉町民及び町政功労者については、牟礼地区の名誉町民及び町政功労者として継承するものとし、待遇の内容については、高松市の市政功労者と同じ内容の待遇措置を講じるものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(参考) 旧合併協議会における協議結果との比較

その他の事業(市・町民褒章制度)(協定項目第24-23号)について

その他の事業(市・町民褒章制度)(協定項目第24-23号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年11月22日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-23号	その他の事業(市・町民褒章制度)
<p>市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町の名誉町民及び町政功労者については、牟礼地区の名誉町民及び町政功労者として継承するものとし、待遇の内容については、<u>合併時まで調整する高松市の市政功労者と同じ内容の待遇措置を講じるものとする。</u></p>		

平成16年12月21日 確認

協議第48号（第1回会議提案：継続協議）

その他の事業（情報公開制度）（協定項目第24-23号）について

その他の事業（情報公開制度）（協定項目第24-23号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年8月9日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田 昌三

協定項目	第24-23号	その他の事業（情報公開制度）
情報公開制度については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

協議第49号（第1回会議提案：継続協議）

その他の事業（夢励人プロジェクト）（協定項目第24-23号）  
について

その他の事業（夢励人プロジェクト）（協定項目第24-23号）を次の  
とおり決定することについて、協議を求める。

平成17年8月9日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田 昌三

協定項目	第24-23号	その他の事業（夢励人プロジェクト）
牟礼町の夢励人プロジェクトについては、その趣旨等を踏まえ、合併年度及びこれに続く3年度に限り、適切な支援を行う。		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

その他の事業(夢励人プロジェクト)(協定項目第24-23号)  
について

その他の事業(夢励人プロジェクト)(協定項目第24-23号)を次の  
とおり決定することについて、協議を求める。

平成17年1月19日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第24-23号	その他の事業(夢励人プロジェクト)
牟礼町の夢励人プロジェクトについては、その趣旨等を踏まえ、市民活動団体の自主的な活動への移行を前提に、合併年度及びこれに続く3年度に限り、適切な支援を行う。		

平成17年2月10日 確認

協議第50号（第1回会議提案：継続協議）

その他の事業（水問題対策）（協定項目第24-23号）について

その他の事業（水問題対策）（協定項目第24-23号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年8月9日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田 昌三

協定項目	第24-23号	その他の事業（水問題対策）
水問題対策については、高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

協議第51号（第1回会議提案：継続協議）

その他の事業（契約制度）（協定項目第24-23号）について

その他の事業（契約制度）（協定項目第24-23号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年8月9日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-23号	その他の事業（契約制度）
契約制度については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

協議第52号（第1回会議提案：継続協議）

その他の事業（女性政策）（協定項目第24-23号）について

その他の事業（女性政策）（協定項目第24-23号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年8月9日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-23号	その他の事業（女性政策）
<p>女性政策については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第53号（第1回会議提案：継続協議）

その他の事業（葬斎関係事業）（協定項目第24-23号）について

その他の事業（葬斎関係事業）（協定項目第24-23号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年8月9日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-23号	その他の事業（葬斎関係事業）
<p>葬斎関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町斎苑については、高松市に引き継ぐものとし、使用料等については、住民サービスに大きな変化を来さないことを基本に、合併時までに調整する。</p> <p>牟礼町営墓地の永代使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>市民葬儀の利用者への負担増に対する対応については、合併時までに調整する。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第54号（第1回会議提案：継続協議）

その他の事業（幼保一元化事業）（協定項目第24-23号）について

その他の事業（幼保一元化事業）（協定項目第24-23号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年8月9日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-23号	その他の事業（幼保一元化事業）
牟礼町の幼保一元化事業については、高松市に引き継ぐ。		

平成 年 月 日 確認

協議第 5 5 号（第 1 回会議提案：継続協議）

合併基本計画（協定項目第 2 5 号）について

合併基本計画（協定項目第 2 5 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 5 号	合併基本計画
合併基本計画については、別冊のとおり定める。		

平成 年 月 日 確認

#### 4 その他

(1) 合併協定調印式について

(2) 高松市・牟礼町合併協議会の会議について